

○経済産業省告示第六十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百三号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月十一日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則 この告示による改正後の第二号の規定は、令和九年四月十三日限り、その効力を失う。	附 則 この告示による改正後の第二号の規定は、令和七年四月十三日限り、その効力を失う。

[